

実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
五戸町	浅田地区(手倉橋、荷軽井、下豊川、上豊川、関口、北向、浅水、扇田、野沢)	令和4年3月28日	令和6年3月29日

1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	752 ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	394 ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	232 ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	74 ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	126 ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計 (備考)	6.2 ha

注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。
 注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。
 注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。
 注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

2 対象地区の課題

中山間地域の浅田地区では、野菜・果樹・水稻・葉たばこ・畜産のうちの2～3部門を行う複合経営が展開され、認定農業者を中心とした担い手への農地の利用集積が進んでいる。しかし、オペレーター不足や機械更新資金の問題で、りんごの共同防除組織の維持が困難になってきているほか、農業従事者の高齢化及び減少に伴って、農業後継者に継承されない、または担い手に集積されない農地で一部遊休化したものが近年増加傾向にある。
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

浅水地区の農地利用は、中心経営体である認定農業者や、新規就農者の掘り起こしをすることにより対応していく。
浅水地区の水田利用は、中心経営体である認定農業者が担い、畑、樹園地においては中心経営体である法人、認定農業者が担っていくほか、新規事業者等の受け入れを促進していくことで対応していく。

注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。
 注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法		野菜、果樹	9.5 ha	野菜、果樹	22.0 ha	浅水
認農		野菜	0.7 ha	野菜	2.5 ha	手倉橋
認農		水稲、野菜、果樹	13.9 ha	水稲、野菜、果樹	12.2 ha	浅水
認農		野菜	5.5 ha	野菜	10.0 ha	扇田
		水稲、野菜	2.8 ha	水稲、野菜	3.8 ha	荷軽井
認農		水稲、野菜、葉たばこ	2.6 ha	水稲、野菜、葉たばこ	2.1 ha	荷軽井
		肉用牛、水稲	1.9 ha	肉用牛、水稲	1.9 ha	荷軽井
認農		水稲、果樹	6.0 ha	水稲、果樹	7.0 ha	上豊川
認農		水稲、野菜、果樹	3.7 ha	水稲、野菜、果樹	6.5 ha	扇田
認農		水稲、果樹	5.5 ha	水稲、果樹	7.5 ha	野沢
認農		水稲	9.2 ha	水稲	14.2 ha	下豊川
認農		畜産、果樹、水稲	1.4 ha	畜産、果樹、水稲	1.4 ha	下豊川
認農		果樹、野菜、水稲	2.9 ha	果樹、野菜、水稲	3.6 ha	浅水
認農		畜産、水稲	3.1 ha	畜産、水稲	3.1 ha	手倉橋
計	16人		68.7 ha		97.8 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用 地区にかかわらず、将来の経営農地の集約化を目指し、農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、機構に貸していくように促す。
認定農業者・認定新規就農者の認定 今後、各地区の中心経営体を増加させていくために新たな認定農業者・新規就農者の掘り起こしに取り組む。 また、新規就農者から認定農業者へのステップアップに取り組む。
集落営農組織の設立 農業機械等の集約化を図るため、集落営農組織の設立に取り組む。

近い将来農地の出し手となる者の農地

近い将来農地の 出し手となる者 (氏名)	耕地 地番	地目	地名、地番、大字、 字、集落番号		貸付け等の区分(㎡)			貸付け 等の 予定年	農地中間管 理機構への 貸付けを予
					貸付	作業委託	売渡		
	1	田	扇田		946				○
	2	田	扇田		619				○
	3	畑	扇田		2,152				○

注：農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)
本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。
なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。